

うちぬき共済商工会議所独自の見舞金・祝金規約

1. 入院・通院見舞金

【入院見舞金の支払】

会議所は、被保険者が保険加入期間中病気にて**5日以上継続**して病院又は、診療所へ入院した場合には下記金額を病気入院見舞金として支払います。

但し、この見舞金の支払は**1年間に1回限り**とします。

- (1) この見舞金の支払における1年間とは、うちぬき共済の契約応当日である8月1日から翌年の7月31日までとします。
- (2) 病気入院が契約応当日をまたいで継続した場合は、入院開始日の年度（前年度）の入院とみなし見舞金を支払います。
- (3) 見舞金を請求する権利は、**これらを行使することができる時から3年間行使しない**ときは、消滅します。
- (4) 退院日の翌日から1年以内に同一の病気にて再度入院される場合は、前年度より継続入院とみなし、見舞金を支払いません。

(令和2年4月1日改定)

見舞金額

前項により支払う病気入院見舞金の額は、下記の通りとする。

《5日以上9日以内の入院》（平成29年8月1日新設）

1口	2口	3口	4口	5口
10,000	20,000	30,000	40,000	50,000

《10日以上入院》

1口	2口	3口	4口	5口
20,000	40,000	60,000	80,000	100,000

【通院見舞金の支払】

会議所は、被保険者が保険加入期間中ケガにて病院又は、診療所に**10日以上実通院**した場合には下記金額を事故による通院見舞金として支払います。

但し、この見舞金の支払は病気入院見舞金を通じて**1年間に1回限り**とします。

- (1) この見舞金の支払における1年間とは、うちぬき共済の契約応当日である8月1日から翌年の7月31日までとします。
- (2) 事故による通院が契約応当日をまたいで継続した場合は、通院開始日の年度（前年度）の通院とみなし見舞金を支払います。
- (3) 見舞金を請求する権利は、**これらを行使することができる時から3年間行使しない**ときは、消滅します。

(4) 事故による入院給付金とは重複支払いいたしません。

(平成17年8月1日新設)

(令和2年4月1日改定)

見舞金額

前項により支払う事故通院見舞金の額は、下記の通りとする。

1口	2口	3口	4口	5口
20,000	40,000	60,000	80,000	100,000

(平成13年10月1日改定)

2. 結婚・出産・成人祝金

【結婚祝い金の支払】

会議所は、被保険者で保険加入1年以上経過されている方が、結婚された場合に、お祝い金を支払います。

但し、中途増口された場合の増口口数に応ずる部分の支払は、増口後1年以上経過された方に限ります。

【出生祝い金の支払】

会議所は、被保険者で保険加入1年以上経過されている方が、出産された場合に、お祝い金を支払います。(※被保険者の配偶者が出産した場合も支払われます)

但し、中途増口された場合の増口口数に応ずる部分の支払は、増口後1年以上経過された方に限ります。

【成人祝い金の支払】

会議所は、被保険者で保険加入1年以上経過されている方が、成人された場合に、お祝い金を支払います。

但し、中途増口された場合の増口口数に応ずる部分の支払は、増口後1年以上経過された方に限ります。

(平成17年8月1日新設)

祝い金額

前項により支払う結婚祝い金の額は、下記の通りとする。

《結婚祝い金》

1口	2口	3口	4口	5口
20,000	40,000	60,000	80,000	100,000

(平成13年10月1日改定)

《出生・成人祝い金》

1口	2口	3口	4口	5口
10,000	20,000	30,000	40,000	50,000

(平成13年10月1日新設)

3. 親介護認定見舞金

【親介護認定見舞金の支払】

会議所は、被保険者の父母が公的介護保険制度の要介護状態に新規該当し、「**要介護3**」以上の認定を受けた場合には下記金額を親介護認定見舞金として支払います。なお、「要介護3」以上の認定が保険期間中に生じた場合に限りません。

見舞金額

前項により支払う見舞金の額は、下記の通りとする。

1口	2口	3口	4口	5口
20,000	40,000	60,000	80,000	100,000

(平成17年8月1日新設)

4. 家族災害死亡見舞金

【家族災害死亡見舞金の支払】

会議所は、被保険者の特定親族が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限りません。）した場合には下記金額を家族災害死亡見舞金として支払います。なお、傷害が保険期間中に生じた場合に限りません。

特定親族…①配偶者

②加入者または配偶者の同居の親族

③加入者または配偶者の別居の未婚の子

見舞金額

前項により支払う見舞金の額は、下記の通りとする。

1口	2口	3口	4口	5口
20,000	40,000	60,000	80,000	100,000

(平成17年8月1日新設)